

名古屋市告示第633号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年12月26日

名古屋市長 広沢一郎

1 柔道整復

施 術 所 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
山田接骨院	名古屋市東区車道町3丁目21番地の 1	令和7年11月30日
山田 泰嗣		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課